

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第1回徳之島警察署協議会
会議日時	令和6年7月9日（火）午後3時00分から午後4時50分まで
会議場所	徳之島警察署2階会議室
出 席 者	1 協議会側 会長以下6人 2 警察署側 署長以下8人
<p>1 会議次第</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 会長挨拶</p> <p>(3) 協議</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 管内概況、治安情勢等について</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 警察行政に対する意見、要望等について</p> <p>(4) その他</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 詐欺被害防止講話</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 速度取締りの指針説明</p> <p>(5) 閉会</p> <p>2 警察活動事例等紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島県警察運営指針・運営重点 ・ 警務課 ～ (1) 「とくのしま被害者支援ネットワーク会議」の開催 (2) 高校生に対するリクルート活動 (3) 職務倫理教養 ・ 会計課 ～ (1) 会計課の主な業務内容 (2) 拾得物（落とし物）取扱い状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 拾得物受理 現金約234万円、物品491点 イ 遺失者に返還 現金約182万円、物品305点 ウ 拾得者に引渡し 現金約 18万円、物品 4点 エ 県等に帰属 現金約 22万円、物品231点 ・ 生活安全刑事課 ～ (1) 県内の刑法犯認知件数（令和6年5月末） 2,752件（前年比 +109件） (2) 徳之島署管内の刑法犯認知件数（令和6年5月末） 43件（前年比 +4件） (3) 人身安全関連事案発生状況（令和6年5月末） DV3件、ストーカー7件、児童虐待5件、 高齢・障害者虐待2件、行方不明1件 (4) 令和6年中の主な検挙事件 (5) 薬物乱用防止キャンペーン (6) 自主防犯団体「島童会」による防犯パトロール 	

- ・ 地域課 ～ (1) 駐在所への社会科見学
 (2) 広報活動
 (3) 交番・駐在所の主な地域活動
- ・ 交通課 ～ (1) 交通人身事故の発生状況（令和6年5月末）
 県内 1,195件（前年比 -43件）管内 7件（前年比 -4件）
 (2) 管内の人身事故の特徴（令和6年5月末）
 (3) 交通安全教育の実施
 (4) 広報啓発活動
- ・ 警備課 ～ (1) 県警ヘリ「はやと」による上空からの警戒活動
 (2) 災害等に対する取組

（活動事例等紹介についての質問等）

【委員】 落とし物の保管日数期限について

【会計課長】 3か月の保管期間があります。

【委員】 チャイルドシートをしていない方が多いので、広報紙等で広報できないか。

【交通課長】 可能な限り対応します。

4 意見要望等（要旨）

【委員】 子供と牛小屋の関係について

小・中高生が牛小屋で遊び、大人の影響を受けて賭け事をするなど悪影響がある。

飲酒、喫煙、ノーヘル、二人乗りも見受ける。

闘牛協会や教育委員会等に牛小屋でのルール決めに依頼する必要がある。

【生刑課長】 牛小屋でのルールは、基本的に各家庭で決めることであり、闘牛協会や教育委員会で決めることは困難である。

牛小屋に限らず、喫煙、飲酒、深夜徘徊等の不良行為が、学生の生活態度の悪化や少年非行につながる可能性は十分にありますので、署員が各学校で実施する防犯教室や各町で実施される校外生徒指導連絡会において、非行防止について指導をしている。

牛小屋での喫煙等の不良行為等を見聞きした場合は、見過ごさずに警察又は子供の通う学校に通報、連絡するなどの御協力をお願いします。

徳之島は、世界遺産の島でもあるので、島全体が牛小屋での不良行為等を悪しき風習と認識し、そのような行為をさせない社会作りが大事です。

【各委員】 1 原付バイクの違反・事故等の推移について

 高校生の原付による交通違反の検挙件数や事故件数の推移はどうなっていますか。

 2 高校生のスクーターの運転マナーについて

 運転中の携帯電話、二人乗り、ノーヘル、整備不良を見掛ける。

 3 バイクの騒音について

 時々バイクの爆音が聞こえる。

【交通課長】 原付バイクに限らない高校生の交通人身事故は、

 令和5年 7件

 令和6年5月末 3件（前年同期比-3）

発生し、交通違反は

 令和5年 18件

令和6年5月末 12件（前年同期比－2）

検挙しています。

当署では、運転免許取得時の講習、学校での交通安全講話を行っているほか、交通指導取締りを通じて、高校生の交通事故、交通違反の防止を図っています。

もし、違反を見掛けた際は、110番又は警察署に通報していただければ、検挙等の対応をいたしますので、通報をお願いします。

【委員】 チャイルドシート使用・軽トラックの定員について
チャイルドシート使用の啓発をしてもらいたい。

【交通課長】 6歳未満の幼児を自動車に乗せる場合は、チャイルドシートを使用することが義務付けられています。

軽トラックに幼児に乗せる場合は、チャイルドシートを使用する必要があります。

また、軽トラックの定員は2人となっていますので、運転手のほか、助手席に幼児を2人以上乗せると定員外乗車に該当します。

警察署では、交通安全講話等による広報啓発のほか交通指導取締りを通して、シートベルトの着用とチャイルドシートの使用を推進していきたいと考えています。

違反者に注意を促していただくことは、とても有り難いことです。

注意を促しても聞かない場合は、警察署への通報の協力をお願いします。

【委員】 軽トラックの荷台に子供達を乗せていることがある。

【交通課長】 軽トラックの荷台は、設備外乗車になるので取締りを行います。

また、牛の運搬車の荷台に乗せる行為も違反になります。

【委員】 子供を含め5人家族で軽自動車に乗っている家庭がある。

また、知人の子供も一緒に乗せて、連れて帰る者もいる。

【交通課長】 今後も広報を積み重ねて、チャイルドシートの使用を浸透させていく。

【委員】 停止線、横断歩道について

徳之島全島で白線が薄い箇所や消えかけているのを目にする。

道路の維持管理は、各市町村が担当していると聞いていますが、相談窓口はどこになるかを教えてもらいたい。

【交通課長】 一時停止規制の場所の停止線と横断歩道等は県公安委員会、道路の端にある外側線等については道路管理者と道路上の標示については、種別ごとに管理する主体が別になっています。

道路管理者が管理する外側線等については、県道は大島支庁徳之島事務所、町道はそれぞれの町役場の道路管理担当課が窓口になり、一時停止規制の場所の停止線と横断歩道は、警察署の交通課が窓口になります。

窓口が分からない場合も多いと思いますので、白線が消えたり、薄くなっている場所があれば、警察署の交通課に連絡をいただければ、補修を行ったり、道路管理者に連絡するなど適切に対応いたします。

（その他追加質問）

【委員】 集落の県道沿いのブロック塀が傾いている件について

ブロック塀が傾いて危険な場所があり、そこが通学路で、また集落の高齢者も通る場所なのでどうしたらよいかと思っている。

【交通課長】 子供達の通学路であれば、危険を伴うことから、迂回してもらった方が良い。

また、自治体や学校を巻き込んで、地域ぐるみで問題解決していただいた方が良い。

【委員】 軽トラックの荷台に鎌を2、3本載せて走行している件について
【次長】 正当な理由がなければ違反となる。

5 詐欺被害防止講話

6 速度取締りの指針説明

備 考	
-----	--